

2020年4月

愛読者各位

株式会社日本法令 出版部

## 『改正民法と新収益認識基準に基づく契約書作成・見直しの実務』

お詫びと訂正

下記の通り、本書中に誤りの箇所がございました。訂正いたしますとともに、読者のみなさまに謹んでお詫び申し上げます。

記

### 1刷のみ

訂正箇所	187ページ <span style="border: 1px solid black; padding: 0 2px;">2</span> 例外1：値引きの配分
誤	次の全てを満たす場合には、～契約における全ての履行義務に対して比例的に配分します（基準71）。
正	次の全てを満たす場合には、～契約における <del>全ての</del> 履行義務（ただし、 <del>全てではない</del> ）に対して比例的に配分します（基準71）。

訂正箇所	354ページ 第23条（不具合）
誤	<p>(1) 乙は、本件ソフトに不具合（隠れた瑕疵を含む。）がある場合又は、使用に反する場合など、本件ソフトが本契約の内容に適合しない場合（以下「不具合」という。）は、自ら指定した方法により、甲に対して、本件ソフトの修補、代替物の引渡又は不足分の引渡による追完を請求することができるものとする。</p> <p>(2) 乙は、本件ソフトに不具合があることにより、本契約の目的が達成できないと判断する場合、甲に対して前項に定める追完の催告を行うことなく、自らの選択により、直ちに報酬の減額請求又は本契約の解除を行うことができるものとする。</p> <p>(3) 乙が不具合を知ったときから6ヶ月以内にその不具合を甲に通知しないときは、乙は、その不具合に基づく追完請求権、介助犬、損害賠償請求権及び報酬減額請求権を行使することができない。但し、甲が本件ソフト引渡時において、その不具合を知り又は重大な過失により知らなかったときはこの限りでない。</p>
正	<p>(1) 甲は、本件ソフトに不具合（隠れた瑕疵を含む。）がある場合又は、使用に反する場合など、本件ソフトが本契約の内容に適合しない場合（以下「不具合」という。）は、自ら指定した方法により、乙に対して、本件ソフトの修補、代替物の引渡又は不足分の引渡による追完を請求することができるものとする。</p> <p>(2) 甲は、本件ソフトに不具合があることにより、本契約の目的が達成できないと判断する場合、乙に対して前項に定める追完の催告を行うことなく、自らの選択により、直ちに報酬の減額請求又は本契約の解除を行うことができるものとする。</p> <p>(3) 甲が不具合を知ったときから6ヶ月以内にその不具合を乙に通知しないときは、甲は、その不具合に基づく追完請求権、介助犬、損害賠償請求権及び報酬減額請求権を行使することができない。但し、乙が本件ソフト引渡時において、その不具合を知り又は重大な過失により知らなかったときはこの限りでない。</p>

以上